|  |
| --- |
| **２０２０．バンニング情報訂正呼出し** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＶＡＤ１１ | バンニング情報訂正呼出し |

１．業務概要

「バンニング情報登録（コンテナ単位）（ＶＡＮ）」業務、「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）  
（ＶＡＥ）」業務または「バンニング・ＣＹ搬入情報登録（ＶＡＨ）」業務（以下、「ＶＡＮ業務等」という。）によりシステムに登録したコンテナ情報及び貨物情報を呼び出す。

呼び出された情報は、「バンニング情報訂正（ＶＡＤ）」業務においてバンニング個数、重量、容積等の訂正を行うことが可能である。

２．入力者

通関業、保税蔵置場、輸出入者、ＮＶＯＣＣ、海貨業

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②ＶＡＮ業務等を行った利用者であること。ただし、バンニング場所がシステム参加保税地域＊１の場合は、当該バンニング場所を管理する利用者であること。

（＊１）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）コンテナ情報ＤＢチェック

コンテナ情報の訂正または、バンニング個数、重量、容積の訂正の場合は、入力されたコンテナ番号に対して、以下のチェックを行う。

①入力されたコンテナ番号及びバンニング場所コードに対するコンテナ情報ＤＢが存在すること。

②ＶＡＮ業務等がされていること。

③コンテナ情報の訂正の場合は、「ＣＹ搬入確認登録（ＣＹＡ）」業務または「船積情報登録（ＣＬＲ）」業務により積コンテナリスト提出処理がされていないこと。

④バンニング個数、重量、容積の訂正の場合は、ＣＬＲ業務により船積処理がされていないこと。

（４）貨物情報ＤＢチェック

貨物情報の訂正または、バンニング個数、重量、容積の訂正の場合は、入力された輸出管理番号等＊２に対して、以下のチェックを行う。

①貨物情報ＤＢが存在すること。

②入力されたコンテナ番号に係るＶＡＮ業務等がされていること。

③入力されたバンニング場所でＶＡＮ業務等がされていること。

④貨物情報の訂正の場合は、ＣＬＲ業務により船積処理がされていないこと。

⑤「貨物取扱登録（改装・仕分け）（ＳＨＳ）」業務により仕分親となっていないこと。

⑥貨物情報の訂正の場合で、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物以外の場合は、数量変更にかかる輸出許可内容変更申請中でないこと。

⑦輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

⑧貨物情報の訂正の場合は、ＣＹＡ業務がされていないこと。

⑨バンニング個数、重量、容積の訂正の場合は、輸出貨物または積戻し貨物であること。

⑩バンニング個数、重量、容積の訂正の場合は、ＶＡＮ業務等がされた後にＳＨＳ業務により仕分子となっていないこと。

（＊２）輸出管理番号等とは、輸出管理番号またはＢ／Ｌ番号（仮陸揚貨物）をいう。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）バンニング情報訂正呼出情報編集処理

コンテナ情報ＤＢ及び貨物情報ＤＢよりバンニング情報訂正呼出情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（３）注意喚起メッセージ出力処理

呼出情報を元に変更内容をシステムに反映する場合は、再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| バンニング情報訂正呼出情報 | なし | 入力者 |